

郡山市廃棄物の不法投棄防止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の不法投棄を防止することにより、豊かな自然環境及び快適な生活環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する廃棄物をいう。
- (2) 不法投棄 廃棄物をみだりに捨てることをいう。

(市の債務)

第3条 市は、廃棄物の不法投棄の防止に関する施策を講ずるとともに、市民、事業者及び関係機関との協力体制を確立して、その施策の推進に努めるものとする。

(協力要請)

第4条 市長は、不法投棄を防止するため、国、県及びその他関係機関に対し、協力を要請するものとする。

(監視員)

第5条 市長は、廃棄物の不法投棄等の事件の未然防止及び早期発見を図るため、郡山市不法投棄監視員（以下「監視員」という。）を置くものとする。

- 2 監視員は、25名以内とし、郡山市保健委員会が推薦する者のうちから、市長が委嘱する。
- 3 監視員の任期は2年とする。ただし、補欠の監視員の任期は、前任者の残任期間とする。

(監視員の職務)

第6条 監視員の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 担当区域を巡視し、廃棄物の不法投棄に関する情報を市長に連絡すること。
  - (2) 廃棄物の不法投棄を行った者又は行おうとする者に対して、これらの行為を中止するよう指導勧告すること。
  - (3) その他廃棄物の不法投棄防止に関する必要な業務。
- 2 前項第1号の職務は、毎月2回以上行うものとする。
  - 3 監視員は、第1項第1号に掲げる職務に従事したときは、その活動状況を廃棄物不法投棄監視員業務報告書（第1号様式）により市長に報告するものとする。ただし、急を要する場合は、その都度報告するものとする。

(市の処理体制)

第7条 市長は、市民及び監視員等から不法投棄の事実を通報されたときは、速やかに不法投棄の場所の確認、不法投棄の採取、その他必要な調査を行い不法投棄者の判明に努めるものとする。

- 2 市長は、前項の調査の結果、不法投棄が法第2条第4項に規定する廃棄物であることが判明したときは、直ちに郡山市産業廃棄物処理指導要綱第24条第1項に基づき必要な措置を取るものとする。

(不法投棄者に対する措置)

- 第8条 市長は、前条の規定に基づく調査により、不法投棄者が判明したときはその者に対し、不法投棄原状回復警告書（第2号様式）を発し、その日から30日以内に不法投棄した場所を原状に回復するよう指導するものとする。

この場合において、悪質とみとめられる者に対しては、告発するものとする。

- 2 不法投棄者は、前項の規定により、不法投棄した場所を原状に回復したときは、速やかに不法投棄原状回復報告書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。